

3 社会的状況

(1) 地域の社会的状況に係る項目

ア 人口及び産業の状況

(ア) 人口

西区及び手稲区における人口及び世帯数の推移⁶⁴⁾⁶⁵⁾を表3-3-1-1及び図3-3-1-1に示す。

平成27年から令和2年にかけて、西区及び手稲区の人口及び世帯数はいずれも増加している。事業実施区域に近い西区発寒地区及び手稲区新発寒地区についても、同様に増加傾向にある。

表3-3-1-1 人口及び世帯数の推移⁶⁴⁾⁶⁵⁾

地区		平成27年		令和2年	
		人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)
市全体		1,952,356	921,837	1,973,395	969,161
西 区		213,758	97,750	217,040	104,853
	発寒地区	50,610	52,029	57,333	61,753
手稲区		140,999	57,333	142,625	61,753
	新発寒地区	16,674	7,488	16,899	7,790

注：西区発寒地区は発寒1条から17条まで、手稲区新発寒地区は新発寒1条から7条までの合計値。

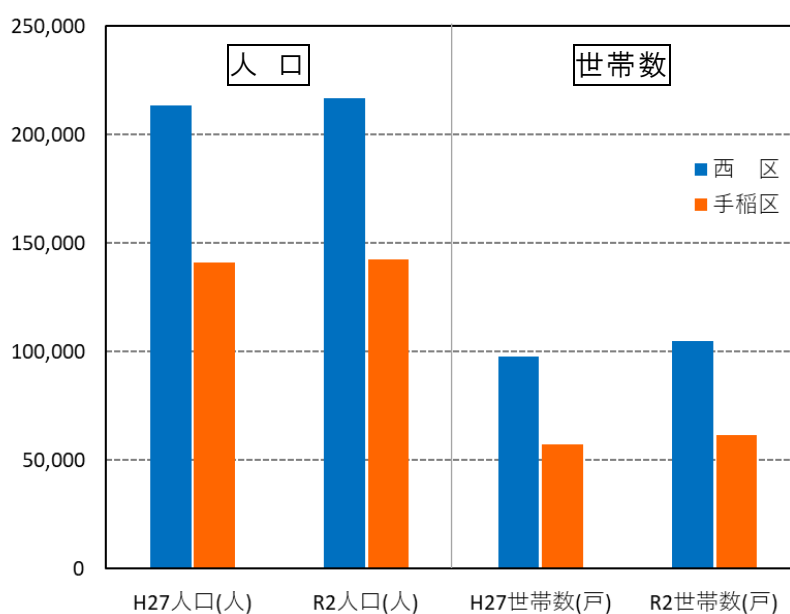


図3-3-1-1 人口及び世帯数の推移⁶⁵⁾

64) 札幌市「町名・条丁目別世帯数及び男女別人口（住民基本台帳人口）」（令和6年1月1日現在）

65) 総務省統計局「国勢調査 小地域集計結果」（平成27年，令和2年）

(イ) 産業構造及び推移

市全体、西区及び手稲区における産業別就業者数の推移^{64) 66)}を表3-3-1-2に、また、西区の産業構成を図3-3-1-2に示す。

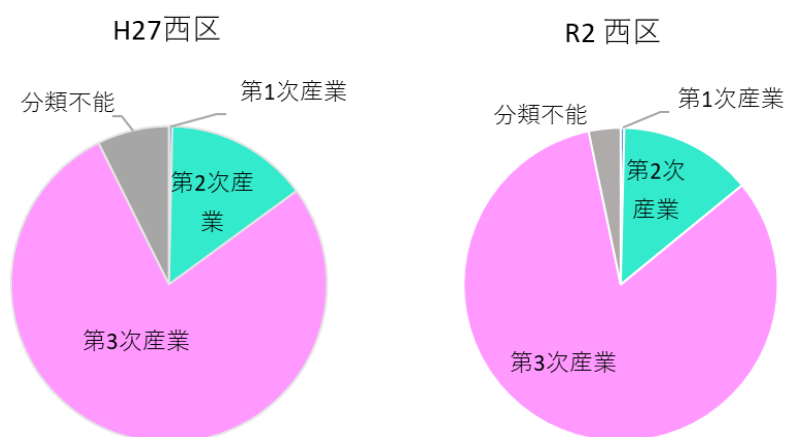
市全体・西区・手稲区ともに、令和2年度では第3次産業の占める割合が8割を超えており、産業区分の中で最も高い状況である。

表 3-3-1-2 産業別就業者数の推移^{64) 66)}

各年 10 月 1 日時点

対象区	産業区分	平成 27 年		令和 2 年		
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	
市全体	第 1 次産業	3,790	0.5	3,983	0.5	
	第 2 次産業	118,503	14.0	115,924	13.7	
	第 3 次産業	645,868	76.5	697,967	82.5	
	分 類 不 能	76,152	9.0	28,079	3.3	
	合 計	844,313	100.0	845,953	100.0	
	西 区	第 1 次産業	331	0.4	354	0.4
		第 2 次産業	13,427	14.6	13,042	13.7
		第 3 次産業	71,428	77.7	78,704	82.6
		分 類 不 能	6,759	7.4	3,118	3.3
		合 計	91,945	100.0	95,218	100.0
	手稲区	第 1 次産業	256	0.4	288	0.5
		第 2 次産業	11,164	19.0	10,757	18.1
		第 3 次産業	44,659	75.9	46,272	78.1
		分 類 不 能	2,781	4.7	1,959	3.3
		合 計	58,860	100.0	59,276	100.0

注：端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

図 3-3-1-2 西区の産業別就業者数の推移⁶⁶⁾

64) 札幌市「町名・条丁目別世帯数及び男女別人口（住民基本台帳人口）」（令和4年7月現在）

66) 札幌市「札幌市の人口-国勢調査結果報告書-」（平成27年，令和2年）

イ 土地利用の状況

(ア) 行政区画

事業実施区域は、西区発寒に位置している。また、事業実施区域の周辺である西区及び手稲区には、表 3-3-1-3 及び表 3-3-1-4 のとおり 477 の町内会、6 連合会がある^{67)～69)}。

表 3-3-1-3 事業実施区域及びその周辺における町内会⁶⁹⁾

平成 31 年 1 月 1 日現在

行政区	町内会数	加入世帯数 (世帯)	班 数 (班)
西 区	285	73,423	4,448
手稲区	192	47,734	3,126
2 区合計	477	121,157	7,574

表 3-3-1-4 事業実施区域及びその周辺における連合町内会⁶⁸⁾

令和 5 年 5 月現在

連合町内会	町内会数	加入世帯数 (世帯)	更新日
発寒連合町内会	28	17,206	R5.4.17
発寒北連合町内会	26	9,000	R4.4.1
新発寒わらび連合町内会	7	1,751	R2.1.1
新発寒連合町内会	4	2,073	R2.3.31
新発寒第一連合町内会	3	2,365	R4.5.2
西宮の沢連合町内会	7	3,300	R3.3.31

67) 札幌市デジタル戦略推進局「住居表示実施区域一覧(西区・手稲区)」(令和 2 年 1 月更新)

68) 北海道町内会連合会「北海道町内会連合会正会員データベース」(令和 5 年 4 月現在)

69) 北海道町内会連合会「令和元年度市区町村町内会・自治会連合会組織基本調査報告書」(令和 2 年 3 月)

(イ) 現況土地利用

a 現況土地利用状況

市全体における地目別土地利用面積を、表 3-3-1-5 及び図 3-3-1-3 に示す⁷⁰⁾。
本市は大都市であるが、南西部に山林が多いため山林の割合が約 57%と高く、
次いでその他を除くと宅地が約 13%となっている。

表 3-3-1-5 地目別土地利用面積⁷⁰⁾

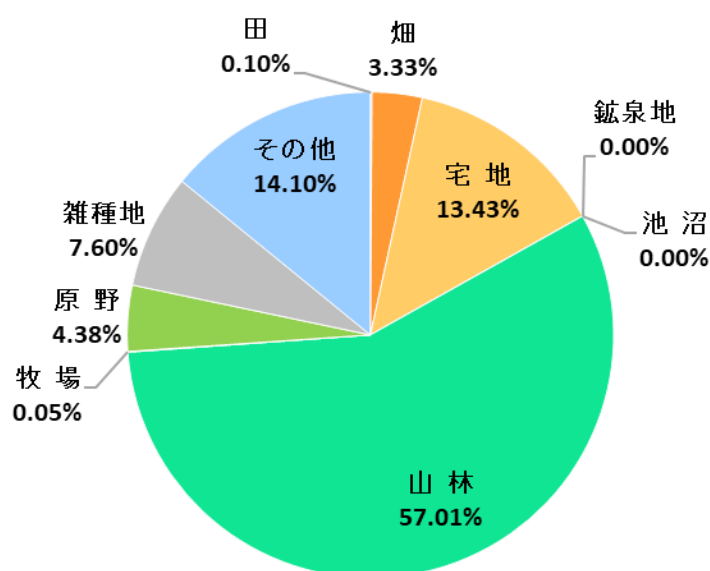
地目別面積：令和3年1月1日現在

区 分	市全体	
	面積(km ²)	割合(%)
田	1.14	0.10
畑	37.36	3.33
宅 地	150.54	13.43
鉱 泉 地	0.00	0.00
池 沼	0.05	0.00
山 林	639.20	57.01
牧 場	0.55	0.05
原 野	49.10	4.38
雑 種 地	85.24	7.60
そ の 他	158.08	14.10
総 面 積	1,121.26	100.00

注1：地目別面積は、1月1日現在のため、総面積とは一致しないことがある。

2：「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等である。

3：「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

図 3-3-1-3 本市の地目別土地利用面積⁷⁰⁾

70) 北海道総合政策部計画局「第 130 回（令和 5 年）北海道統計書」（令和 5 年 3 月発行）

b 都市計画法上の地区計画等の状況

本市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況を、表 3-3-1-6 に示す⁷¹⁾。周辺の用途地域の指定状況は図 3-3-1-4 のとおりで、事業実施区域は工業専用地域に位置している⁷²⁾。

また、周辺の地区計画については、表 3-3-1-7 及び図 3-3-1-4 に示す 9 地区について定めている⁷³⁾。

表 3-3-1-6 都市計画区域及び用途地域の指定状況⁷¹⁾

令和5年10月現在

用途地域の種類			市全体	
			面積 (ha)	割合 (%)
都市計画区域	市街化区域	第1種低層住居専用地域	8,186	14.22
		第2種低層住居専用地域	475	0.82
		第1種中高層住居専用地域	1,386	2.41
		第2種中高層住居専用地域	2,576	4.47
		第1種住居地域	4,426	7.69
		第2種住居地域	485	0.84
		準住居地域	1,156	2.01
		近隣商業地域	2,647	4.60
		商業地域	831	1.44
		準工業地域	2,264	3.93
		工業地域	364	0.63
		工業専用地域	238	0.41
		合 計	25,034	43.47
	市街化調整区域		32,550	56.53
総面積			57,574	100.00

表 3-3-1-7 地区計画の決定状況⁷³⁾

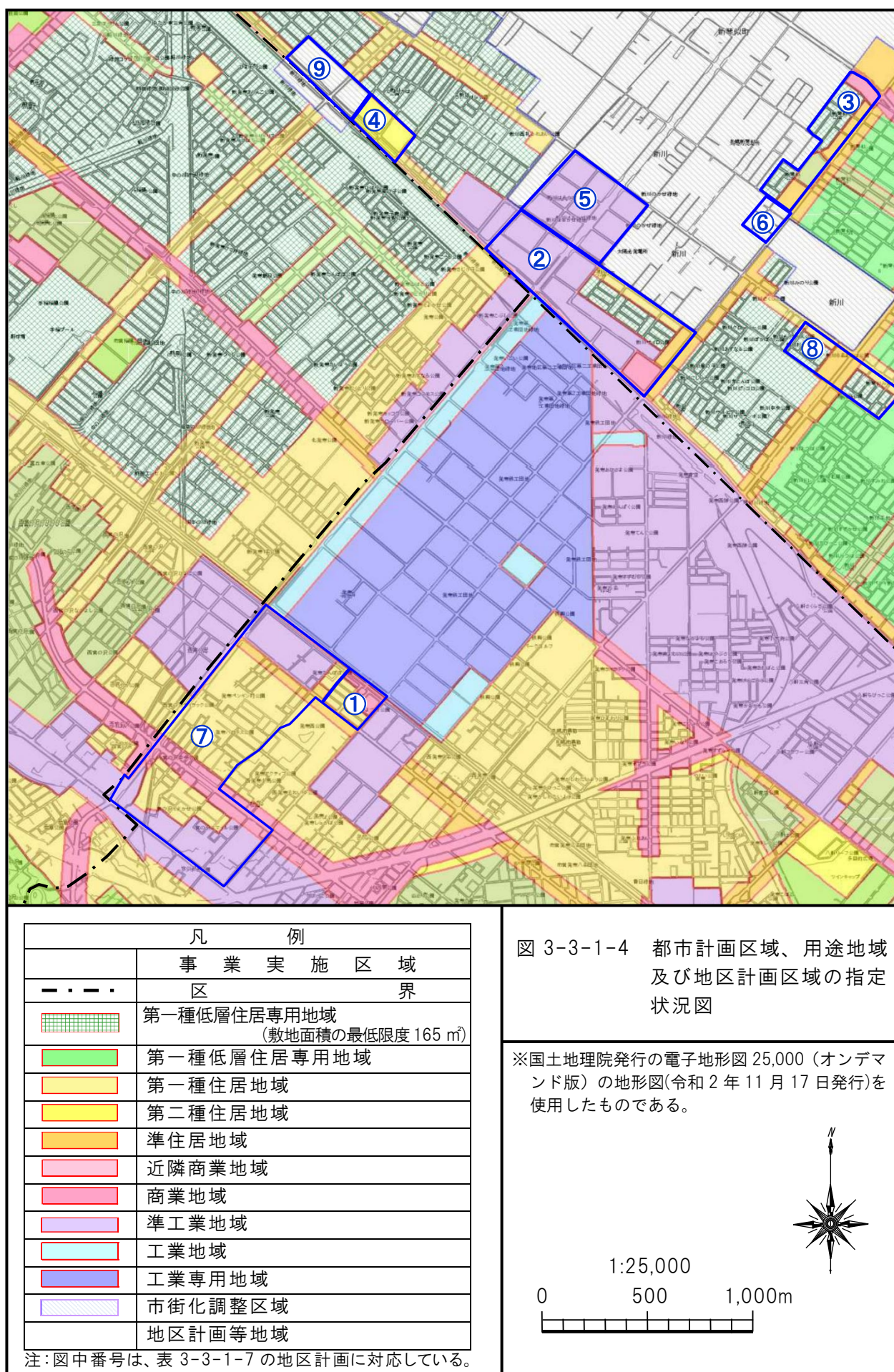
令和6年3月現在

名称	面積 (ha)	決定年月日 変更年月日	都市計画 区域区分	計画の目標
① 発寒駅南地区	4.0	昭和61年11月10日 平成18年 3月31日	一般住宅A地区 駅前センター地区	緑豊かでうるおいのある良好な市街地形成を図る
② 新川第一地区	35.6	平成 2年 4月25日 令和 元年7月11日	低層住宅地区 低層一般住宅地区 一般住宅A,B地区	環境の悪化を未然に防止し、調和のとれた良好な市街地の形成を図る
③ 新琴似第一地区	11.3	平成 3年 3月28日 平成 8年 3月29日	低層一般住宅地区 一般住宅地区 集合住宅地区 沿道地区、A地区	環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図る
④ 新川西地区	2.9	平成 8年 3月29日	—	環境の悪化を未然に防止し、調和のとれた良好な市街地の形成を図る
⑤ 新川第二地区	16.7	平成 9年 3月28日	工業業務地区	環境悪化を防止し、良好な工業業務地の形成を図る
⑥ 新川光風園地区	2.5	平成11年12月7日 平成18年 3月31日	低層戸建住宅地区	現在の良好な住環境の維持増進を図る
⑦ 宮の沢中央地区	60.3	令和 2年 4月 1日	一般住宅地区	現在の住環境の維持・保全を図り、将来にわたってより良い環境を引き継ぐ
⑧ 新川新琴似地区	9.7	平成14年3月19日 平成16年 4月6日	住宅地区(A,B地区) 沿道地区(A,B地区)	環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図る
⑨ 新川北地区 (市街化調整区域)	4.7	平成22年 4月 6日 平成25年2月28日	低層住宅地区	緑豊かで良好な市街地の形成を図る

71) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「用途地域」(令和5年10月)

72) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「都市計画区域、市街化区域・調整区域」

73) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「地区計画決定状況一覧」(令和6年3月)



出典：札幌市市民まちづくり局都市計画部「札幌市地図情報サービス」(令和 4 年)より作図

ウ 河川、湖沼、地下水の利用状況

(ア) 水域利用の状況

a 河川、湖沼等公共用水域の利用状況

事業実施区域の周辺における河川等の親水地区については、前項の河川水質観測地点（図3-2-1-12）に示したとおり、手稲区の前田みどり公園前の軽川が親水護岸の水遊び場として整備されている²¹⁾。また、本市の水生生物生息調査地点⁷⁴⁾として魚類等の調査を行っており、魚類の個体数は豊富で環境教育にすすめる場所となっている²¹⁾。

(イ) 利水の状況

a 河川の利水の状況

事業実施区域周辺の河川水の利水状況については、新川水系の支流である琴似発寒川に表 3-3-1-8 に示す上水道等の水源が確保されている⁷⁵⁾。

水源は、支流の上流部であり、対象地域の範囲外に位置している。

表 3-3-1-8 河川における水源⁷⁵⁾

浄水場名	水源	水源確保量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	給水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	給水区域
西野浄水場	琴似発寒川 表流水	16,200	14,600	西区西野・平和・福井地区

b 地下水の利用状況

西区及び手稲区における「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づく地下水採取事業場の利用状況を、表 3-3-1-9 に示す⁷⁶⁾。

西区では工場等における事業用揚水件数が多いものの、図 3-3-1-5 のとおり、市全体に占める割合は西区及び手稲区合計で約 10%となっている。

表 3-3-1-9 令和 2 年度の西区及び手稲区における地下水揚水件数及び揚水量⁷⁶⁾

業 種	揚水件数 (日揚水量($\text{m}^3/\text{日}$))		
	西 区	手稲区	計
事業用計	133 (6,658.2)	38 (2,041.1)	171 (8,699.3)
その他(農業,工業仮排水,個人家事用)	140 (252.3)	21 (59.5)	161 (311.8)
合 計	273 (6,910.5)	59 (2,100.6)	332 (9,011.1)

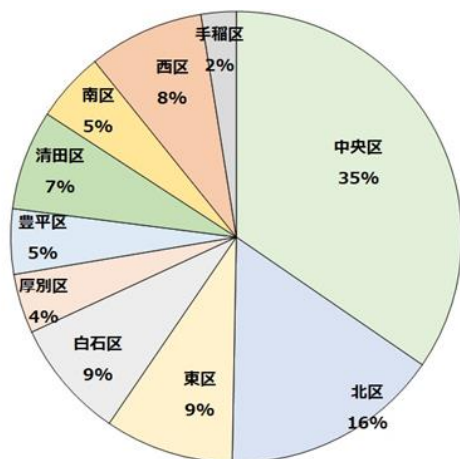


図 3-3-1-5
市内の区別揚水量 (令和 2 年度) 77)

21) 札幌市環境局「水遊び場水質調査地点」
(令和 2 年度、令和 5 年度)

74) 札幌市環境局「水生生物生息調査」(令和 2 年 6 月 15 日)

75) 札幌市水道局ホームページ「札幌市の水道施設(浄水場)」

76) 札幌市環境局「事業場系地下水揚水量実態調査」

エ 交通の状況

(ア) 交通施設の分布

a 主な交通施設（道路、鉄道等）の分布

事業実施区域周辺の主な交通網を、表 3-3-1-10 及び図 3-3-1-6 に示す^{58) 77)}。

国道は本市から小樽市へ通じる札幌自動車道及び一般国道 5 号が事業実施区域の南側を通過している。道道は、事業実施区域の西側に主要道道 128 号札幌北広島環状線（追分通）が接し、北方向に主要道道 125 号前田新川線がある。また、南側には一般道道 452 号下手稲札幌線が通過している。

表 3-3-1-10 事業実施区域周辺における交通施設^{58) 77)}

項目	区分	地点番号	路線名
交通施設	高速道路	①	札幌自動車道
	国 道	②	一般国道 5 号
	道 道	③	主要道道 44 号石狩手稲線
		④	主要道道 82 号西野真駒内清田線
		⑤	主要道道 124 号宮の沢北 1 条線
		⑥	主要道道 125 号前田新川線
		⑦	主要道道 128 号札幌北広島環状線
		⑧	一般道道 276 号琴似停車場線
		⑨	一般道道 452 号下手稲札幌線
		⑩	一般道道 865 号樽川篠路線
	鉄 道	⑪	JR 函館本線

注：地点番号は、図 3-3-1-6 に対応している。

58) 昭文社「スーパーマッフル北海道道路地図」(令和 4 年 3 月)

77) 札幌市「札幌市地図情報サービス 都市計画道路」(令和 5 年 6 月)

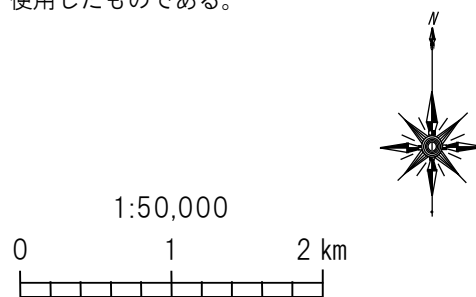


凡 例			
		事業実施区域	
		区界	
		市町村界	
	高速道路		一般道道
	国道		J R 函館本線
	主要道道		
①	札幌自動車道	⑦	主要道道 128 号 札幌北広島環状線
②	一般国道 5 号	⑧	一般道道 276 号 琴似停車場線
③	主要道道 44 号 石狩手稲線	⑨	一般道道 452 号 下手稲札幌線
④	主要道道 82 号 西野真駒内清田線	⑩	一般道道 865 号 樽川篠路線
⑤	主要道道 124 号 宮の沢北 1 条線	⑪	J R 函館本線
⑥	主要道道 125 号 前田新川線		

注：地点番号は、本文中表 3-3-1-10 に対応している。

図 3-3-1-6 交通網図

※国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図（令和 2 年 11 月 17 日発行）を使用したものである。



出典：昭文社「スーパーマップル北海道道路地図」（令和 4 年 3 月発行版）より作図

b 主要道路の交通量

主要道路の交通量は表 3-3-1-11 及び表 3-3-1-12 に示す。

事業実施区域周辺の市道では、交通量は報告されていない^{79)~81)}。

表 3-3-1-11 主要な交通施設の交通量（道路交通センサス）^{79) 80)}

路線名	地点番号	地点名	自動車交通量（台/24h）	
			令和3年度	平成27年度
札幌自動車道	①	手稲IC～札幌西IC	16,197	22,139
	②	札幌西IC～新川IC	11,729	16,127
一般国道5号	③	（西区宮の沢1条4丁目）	22,919	26,790
	④	（西区発寒12条1丁目）	22,269	27,569
主要道道44号 石狩手稲線	⑤	石狩市樽川7条1丁目	18,381	20,293
主要道道82号 西野真駒内清田線	⑥	—	12,823	14,427
主要道道128号 北広島環状線	⑦	西区発寒14条14丁目 （追分通）	23,905	21,315
主要道道124号 宮の沢北1条線	⑧	—	29,562	18,959
主要道道125号 前田新川線	⑨	北区新川西1条4丁目	31,996	29,942
一般道道276号 琴似停車場線	⑩	—	13,737	15,257
一般道道865号 樽川篠路線	⑪	—	17,535	19,959

注1：斜文字は推定値を示す。

2：地点番号は、図 3-3-1-7 に対応している。

表 3-3-1-12 主要な交通施設の昼12時間交通量⁸¹⁾

路線名	地点番号	地点名	自動車交通量（台/12h）	
			令和3年	令和元年
石狩・手稲通	⑫	手稲区前田5-10	16,549	-----
北5条・手稲通	⑬	手稲区富丘2-3	21,676	21,208
新川通	⑭	北区新川西1-4	25,638	22,790
新川通	⑮	北区新川1-1	29,361	-----
北1条・宮の沢通	⑯	西区山の手7-7	19,246	19,411
北5条・手稲通	⑰	西町北1発寒橋	24,190	-----
札幌新道	⑱	西区発寒12-4	17,471	17,840

注1：交通量は平日の昼12時間交通量(7～19時)である。但し同一日ではない。

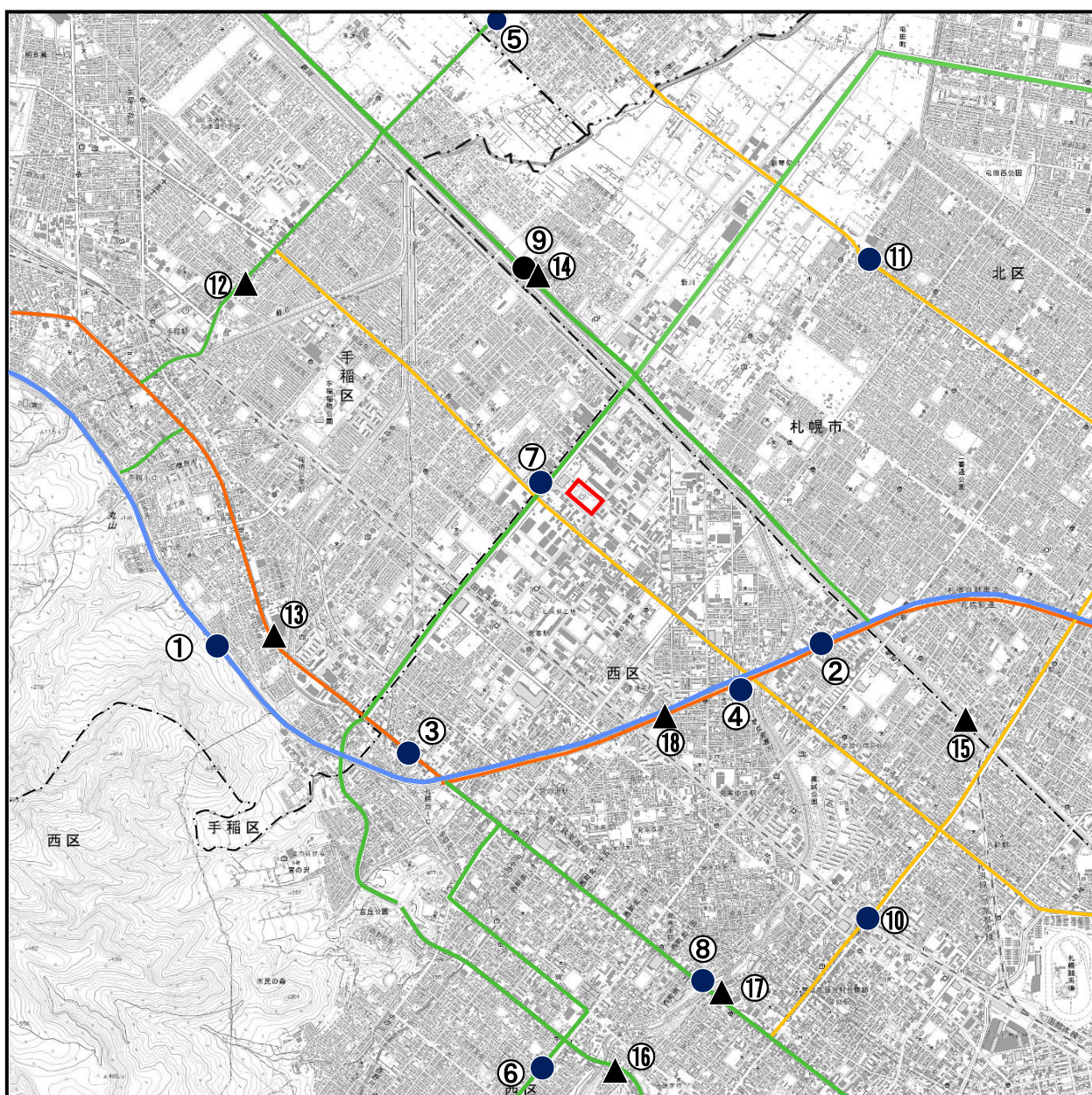
2：「-----」は実測していない地点を示す。また、令和2年はコロナウィルス感染対策のため調査を実施していない。

3：地点番号は、図 3-3-1-7 に対応している。

79) 国土交通省「平成27年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）
一般交通量調査箇所別基本表」（平成27年12月）

80) 国土交通省「令和3年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）
一般交通量調査箇所別基本表」（令和3年12月）

81) 札幌市まちづくり政策局「札幌の都市交通データブック」（2021年（令和3年））

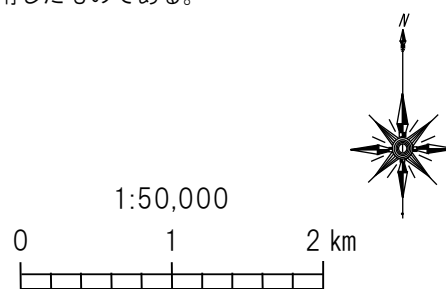


凡 例			
		事業実施区域	
		区 界	
		札幌自動車道	
		一般国道5号	
		主要道道線	
		一般道道線	
		国交省交通量調査地点	
		札幌市交通量調査地点	
①	手稲IC～札幌西IC	⑩	(道道276号)
②	札幌西IC～新川IC	⑪	(道道865号)
③	西区宮の沢1条4丁目	⑫	石狩・手稲通
④	西区発寒12条1丁目	⑬	北5条・手稲通
⑤	石狩市樽川7条1丁目	⑭	新川通
⑥	(道道82号)	⑮	新川通
⑦	西区発寒14条14丁目	⑯	北1条・宮の沢通
⑧	(道道124号)	⑰	北5条・手稲通
⑨	新川西1条4丁目	⑱	札幌新道

注：地点番号は、本文中表3-3-1-11、3-3-1-12に対応している。
()は平成27年度に実測されていない路線を示す。

図3-3-1-7 交通量調査地点
(自動車交通量)

※国土地理院発行の電子地形図25,000(オンデマンド版)の地形図(令和2年11月17日発行)を使用したものである。



出典：国土交通省「令和3年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(令和3年12月)
札幌市まちづくり政策局「札幌の都市交通データブック」(2021年(令和3年))をもとに作図

オ 環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況

(ア) 環境保全の配慮が必要な施設の分布

a 教育施設（学校・幼稚園等）の分布

事業実施区域の周辺における学校及び幼稚園等の教育施設の分布状況を、表 3-3-1-13（1 km 程度の施設）及び図 3-3-1-8 に示す⁸²⁾ ⁸³⁾。

事業実施区域に最も近い「あづま幼稚園」は、敷地境界から 680m の距離にある。

表 3-3-1-13 事業実施区域の周辺における学校・幼稚園等⁸²⁾ ⁸³⁾

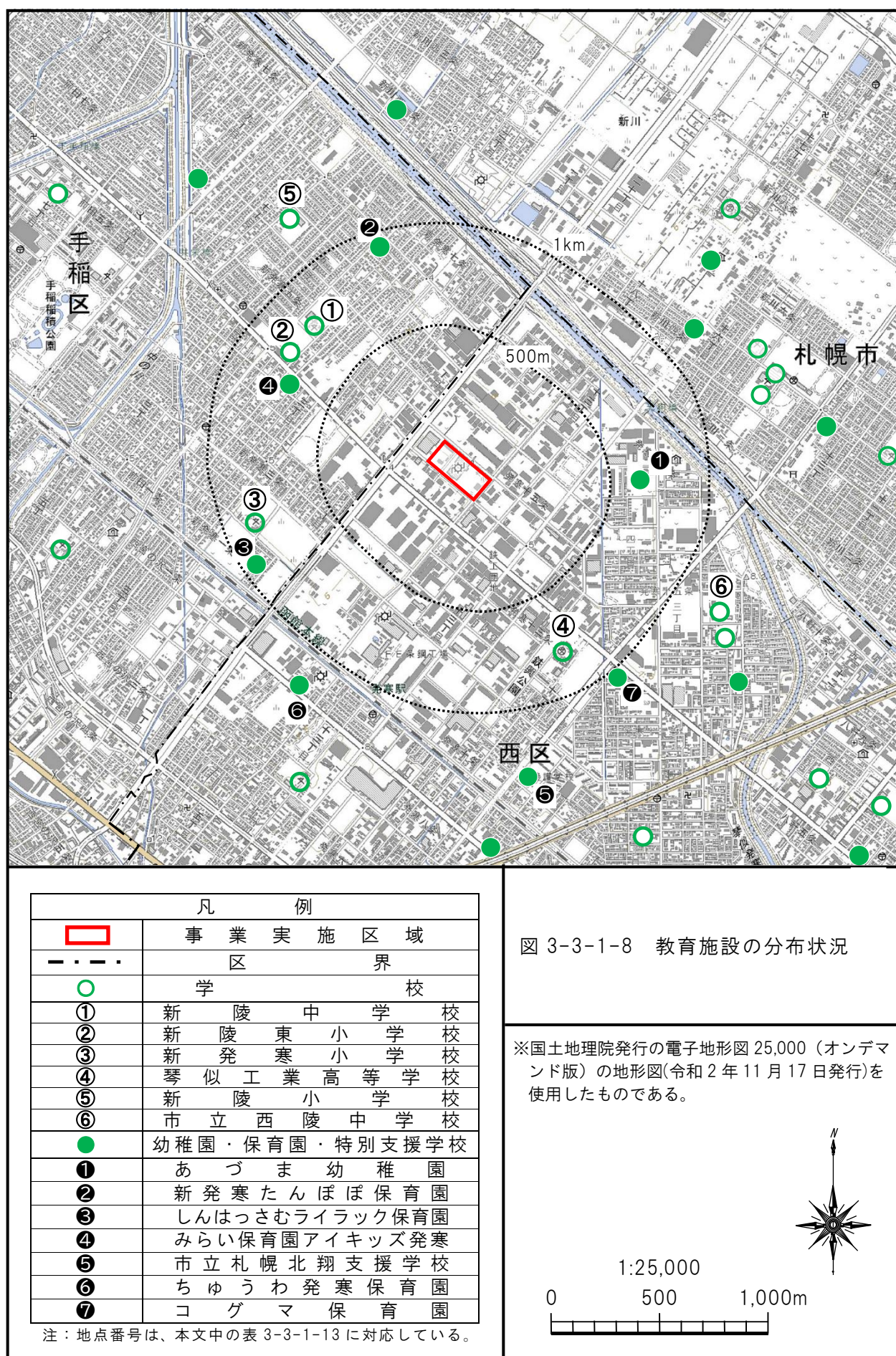
地点 番号	区分	施設名	事業実施区域 からの距離
①	学 校	新 陵 中 学 校	750m
②		新 陵 東 小 学 校	780m
③		新 発 寒 小 学 校	830m
④		琴 似 工 業 高 等 学 校	780m
⑤		新 陵 小 学 校	1,250m
⑥		市 立 西 陵 中 学 校	1,200m
①	幼 稚 園 保 育 園 特別支援学校	あ づ ま 幼 稚 園	680m
②		新 発 寒 た ん ぽ ぼ 保 育 園	950m
③		し ん は つ さ む ラ イ ラ ッ ク 保 育 園	900m
④		み ら い 保 育 園 あ い キ ッ ズ 発 寒	700m
⑤		市 立 札 幌 北 翔 支 援 学 校	1,300m
⑥		ち ゆ う わ 発 寒 保 育 園	1,180m
⑦		発 寒 コ グ マ 保 育 園	1,050m

注 1：事業実施区域から約 1 km 内の学校を記載した。

2：地点番号は、図 3-3-1-8 に対応している。

82) 札幌市教育委員会「札幌市立学校」（令和 5 年 11 月 2 日現在）

83) センリン住宅地図「札幌市西区」（令和 4 年 6 月）



出典：ゼンリン「住宅地図」(令和 4 年 6 月)より作図

b 医療施設の分布

事業実施区域周辺における医療施設の分布状況を、表 3-3-1-14 及び図 3-3-1-9 に示す⁸⁴⁾。

事業実施区域から 500m 範囲には医療施設はないが、最も近い「新発寒ファミリークリニック」は敷地境界から約 930m の距離にある。

表 3-3-1-14 事業実施区域周辺における医療施設⁸⁴⁾

地点番号	区分	施設名	事業実施区域敷地境界からの最短距離
①	病院	鉄工団地診療所	約 1,380m
②		医療法人社団 太田内科歯科	約 1,150m
③		発寒メディカルビル（複数入所）	約 1,050m
④		札幌秀友会病院	約 1,300m
⑤		水口整形外科医院	約 1,230m
⑥		かわばた内科クリニック	約 1,050m
⑦		新発寒ファミリークリニック	約 930m

注：地点番号は、図 3-3-1-9 に対応している。

c 社会福祉施設の分布

事業実施区域周辺における社会福祉施設の分布状況を、表 3-3-1-15 及び図 3-3-1-10 に示す⁸⁵⁾。

事業実施区域に最も近い「社会福祉法人ともに」は、敷地境界の南西方向約 50m の位置にあり、事業実施区域から約 1km の範囲に 5 箇所の社会福祉施設が存在する。

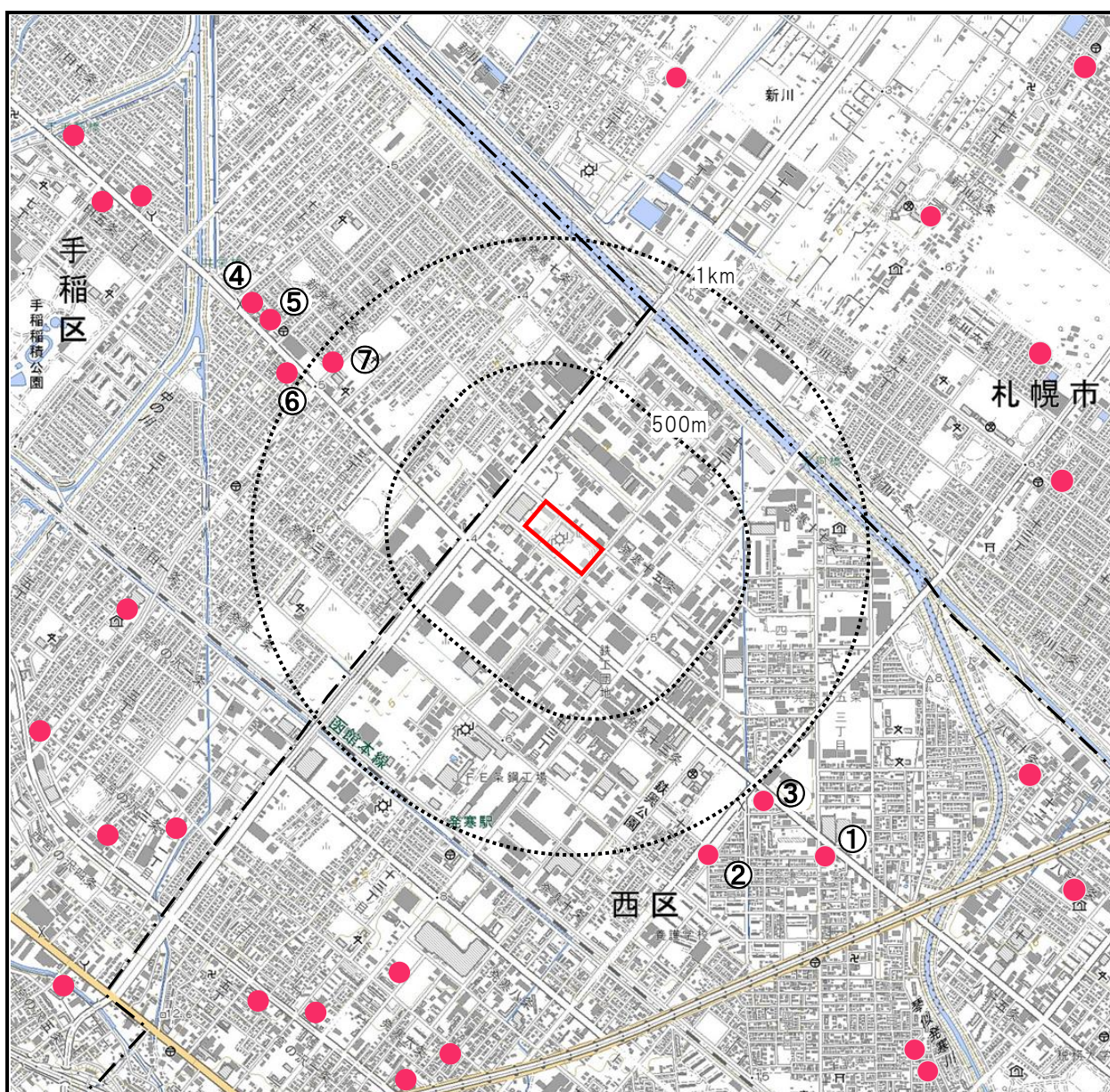
表 3-3-1-15 事業実施区域周辺における社会福祉施設⁸⁵⁾

地点番号	区分	施設名	事業実施区域敷地境界からの最短距離
①	障がい者福祉施設	社会福祉法人ともに 知的障がい者授産施設ともに	約 50m
②		社会福祉法人はるにれの里生活介護事業所 ほしのみ	約 980m
③	老人福祉施設	特養老人ホームさくら苑	約 880m
④		住宅型有料老人ホームそよ風、すず風	約 950m
⑤		(株)北海道勤労者在宅医療福祉協会勤医協 新発寒在宅総合センター 協同住宅たんねの里	約 800m
⑥	児童福祉施設	社会福祉法人 HOP エンデバー	約 1,100m

注：地点番号は、図 3-3-1-10 に対応している。

84) 一般社団法人札幌市医師会「医療機関情報マップ」（令和 4 年 7 月）

85) 札幌市保健福祉局保健所「社会福祉法人一覧」（令和 5 年 11 月現在）

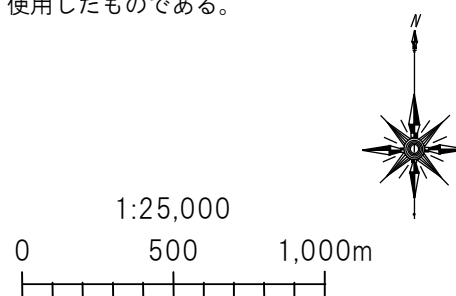


凡 例	
	事業実施区域
- - -	区 界
●	病院施設
①	鉄工団地診療所
②	医療法人社団 太田内科歯科
③	発寒メディカルビル（複数入所）
④	札幌秀友会病院
⑤	水口整形外科医院
⑥	かわばた内科クリニック
⑦	新発寒ファミリークリニック

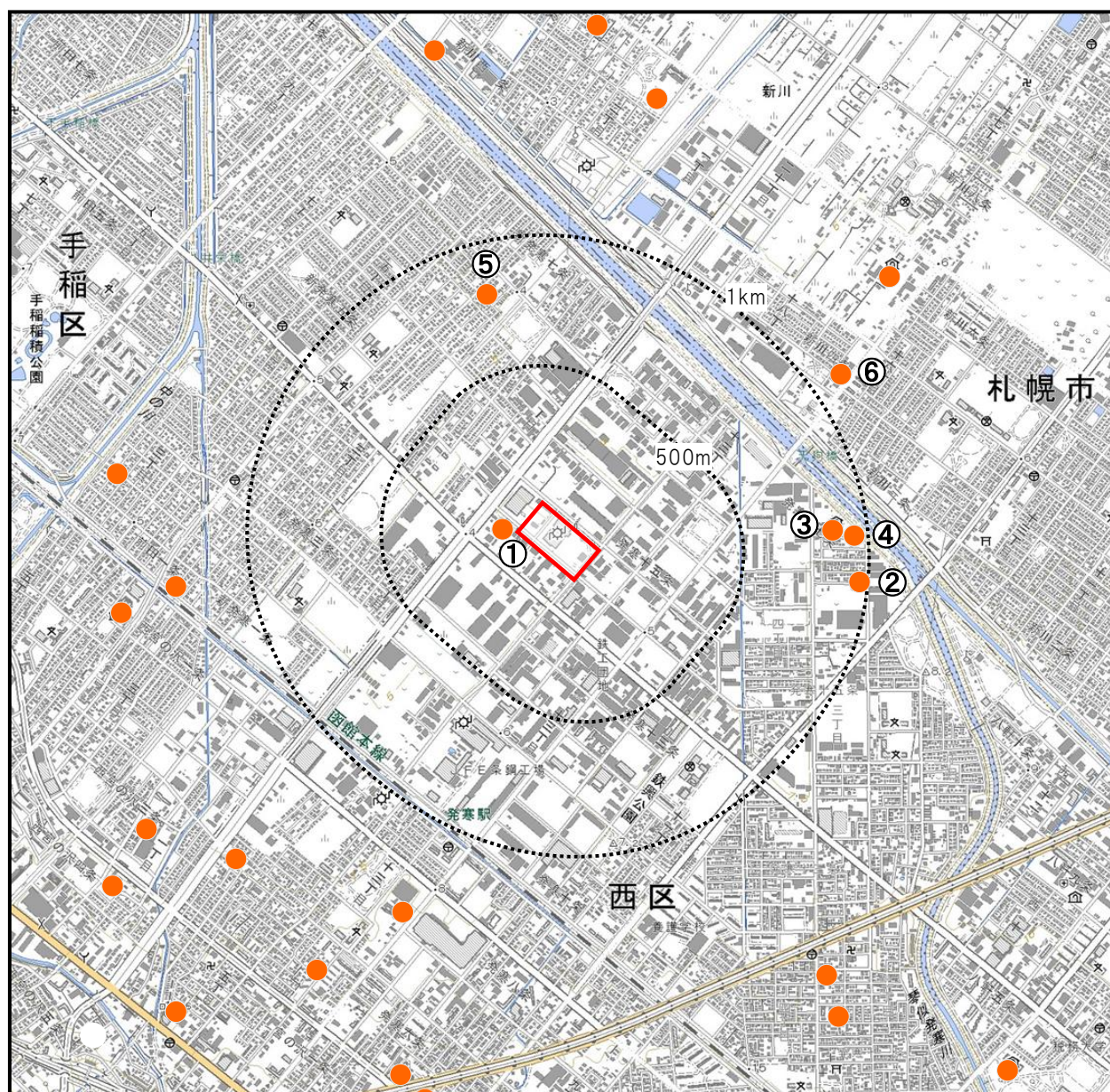
注：地点番号は、本文中の表 3-3-1-14 に対応している。

図 3-3-1-9 医療施設の分布状況

※国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。



出典：一般社団法人 札幌市医師会「医療機関情報マップ」（令和 4 年 7 月）より作図

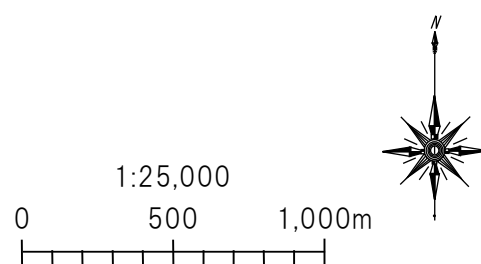


凡 例	
	事業実施区域
---	区界
●	社会福祉施設
①	社会福祉法人ともに知的障がい者授産施設ともに
②	社会福祉法人 はるにれの里
③	特養老人ホームさくら苑
④	老人ホームそよ風、すず風
⑤	新発寒在宅総合センター 協同住宅たんねの里
⑥	社会福祉法人 HOP エンデバー

注：番号は、本文中の表 3-3-1-15 に対応している。

図 3-3-1-10 社会福祉施設の分布状況

※国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。



出典：札幌市保健福祉局保健所「社会福祉法人一覧」（平成 25 年 4 月）
昭文社「スーパーマップル北海道」（令和 3 年 4 月 5 版）より作図

(イ) 住宅の配置

a 集落の分布状況

事業実施区域周辺における集落の分布状況として、人口集中地区（平成 27 年国勢調査 DID 区域）⁸⁶⁾ を図 3-3-1-11 に示す。

事業実施区域周辺は、北側の新川沿線を除き、ほとんどが人口集中地区に該当している。

b 事業実施区域の周辺の人家

事業実施区域の敷地境界から周辺 100m 及び 300m の範囲に分布する人家の状況⁸³⁾ を、表 3-3-1-16 及び図 3-3-1-11 に示す。

事業実施区域から 100m の範囲には 2 戸の人家が存在し、どちらも約 100m の位置にある。また、300m の範囲には北西方向の手稲区新発寒の住宅地が含まれ、集合住宅を含めて約 92 戸の住居が存在している。

なお、南東方向は工業専用地域となっていることから人家はほとんどない。

ここで、敷地境界から 100m 範囲の人家の状況を把握した理由は、『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について』（環境省、公布日：平成 18 年 9 月 4 日）における騒音及び振動の調査対象地域の設定について、「対象施設から発生する騒音が距離減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域であって、人家等が存在する地域とし、敷地境界からおおむね 100m までの範囲とする（振動も同じ考え方）」とされていることを参考にした。

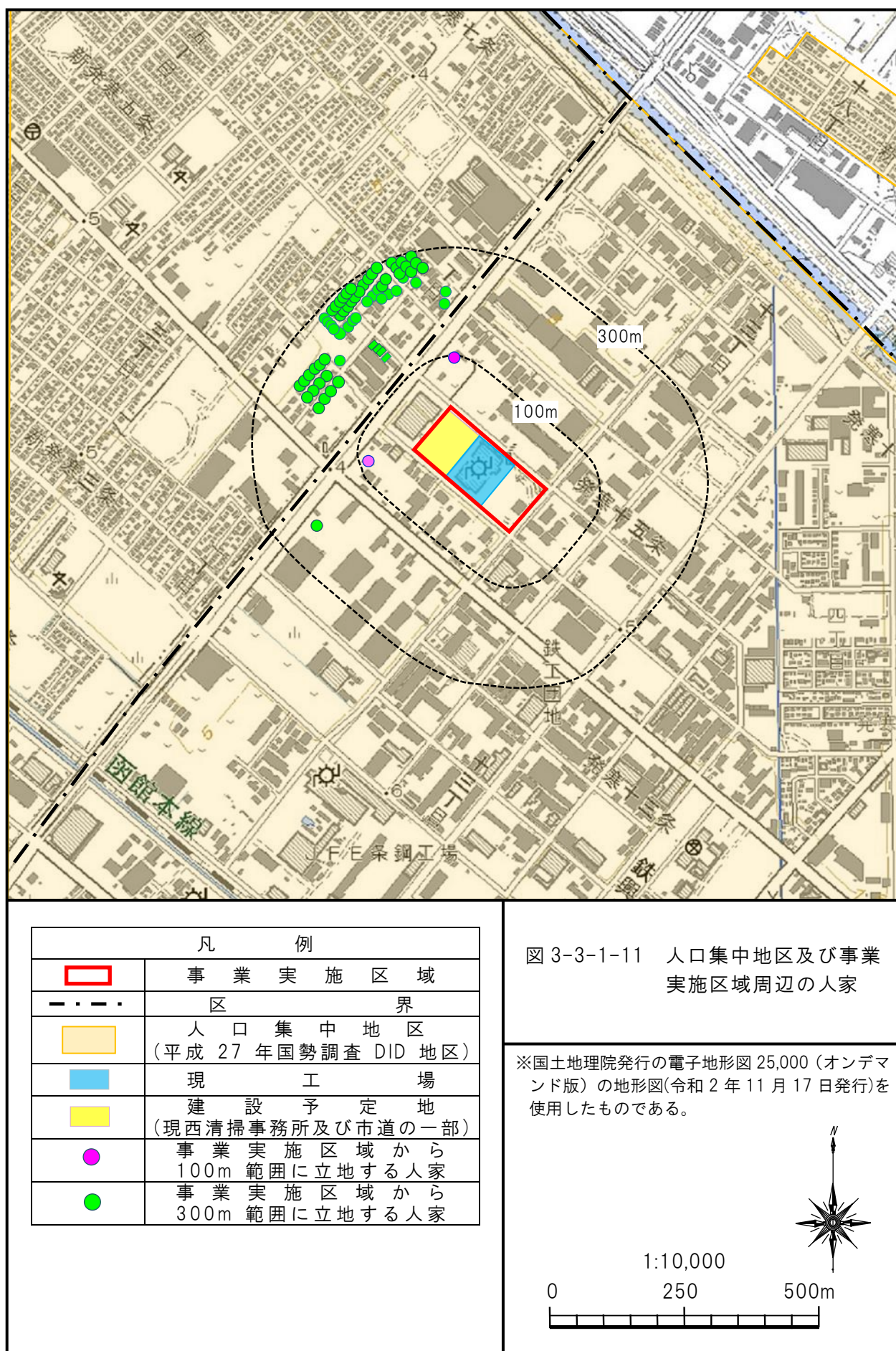
表 3-3-1-16 事業実施区域周辺における住居⁸³⁾

事業実施区域からの距離	戸数（戸）	備考
100m 以内	2	最寄人家までは約 100m
300m 以内	約 132	集合住宅 4 棟(36 戸)は推計

注：集合住宅(4 棟)は空き室を確認できないため満室とした推計値である。

83) ゼンリン「住宅地図 札幌市西区」（令和 4 年 6 月版）

86) 国土地理院「人口集中地区（DID）平成 27 年」（総務省統計局）



出典：国土地理院「人口集中地区（DID）平成27年」より作図
ゼンリン「住宅地図 札幌市西区」（令和4年6月版）より作図

カ 下水道の整備の状況

(ア) 下水道の整備状況

市全体、西区及び手稲区の下水道の整備状況及び処理人口を、表 3-3-1-17 に示す⁸⁷⁾。

事業実施区域及びその周辺の下水道処理区域は図 3-3-1-12 のとおり、周辺は下水道が整備された地区であり、事業実施区域は手稲処理区に位置する⁷⁸⁾。

表 3-3-1-17 令和 2 年度 下水道の整備状況及び処理人口⁸⁷⁾

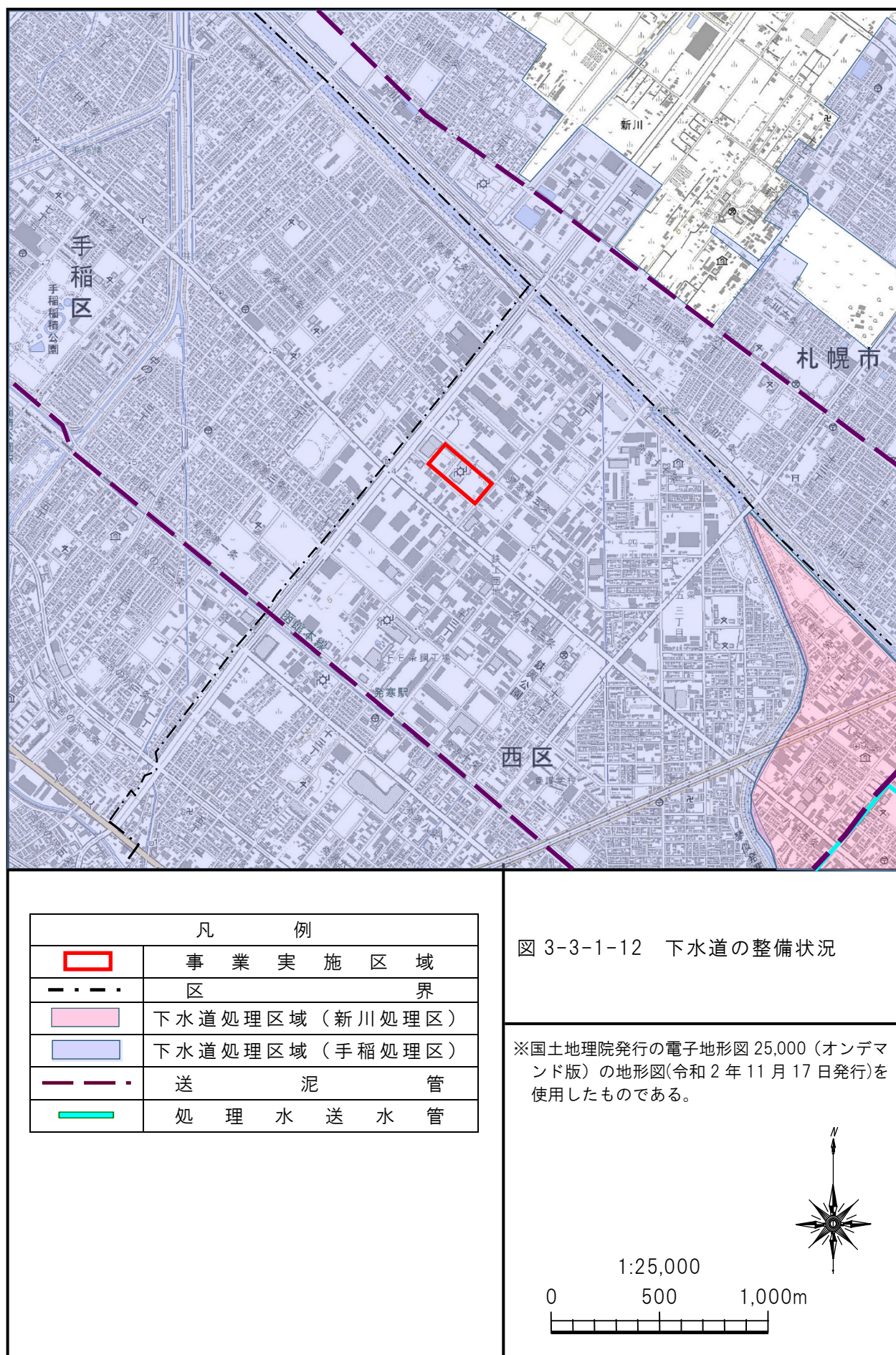
令和 4 年 4 月 12 日現在

対象区	管渠延長 (km)	総人口(A) (千人)	処理区域		
			面積 (ha)	人口(B) (千人)	普及率 (B)/(A) (%)
市全体	8,300.4	1,975.1	24,790	1,971.1	99.8
西 区	—	217.3	2,492	217.1	99.9
手稲区	—	142.7	2,206	142.5	99.9

注：総人口(A)は、令和 2 年 10 月 1 日現在の人口である。

78) 札幌市下水道河川局「札幌市下水道台帳情報提供サービス」(令和 6 年 1 月更新)

87) 札幌市市長政策室「札幌市統計書 令和 3 年版」(令和 4 年 3 月)



出典：札幌市下水道河川局「札幌市下水道台帳情報提供サービス」（令和6年1月更新）より作図

(2) 環境関係法律等に係る項目

ア 環境基本法等に基づく環境基準及び類型指定状況

(ア) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 3-3-2-1 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。

ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、基準を適用しない。

表 3-3-2-1 大気の汚染に係る環境基準及び評価方法

項目	環境基準	評価方法（常時監視に関する事務の処理基準）	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(98%値)が0.06ppm以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
微 小 粒 子 状 物 質	長期基準：1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。 短期基準：1日平均値の98%値が35μg/m ³ 以下であること。		
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。	
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。		
備考) 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 6 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され、または早期達成に努めるものとする。			

昭和48年 5月 8日 環境庁告示第25号（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

昭和53年 7月11日 環境庁告示第38号（二酸化窒素）

平成 9年 2月 4日 環境庁告示第 4号（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）

平成21年 9月 9日 環境省告示第33号（微小粒子状物質）

平成30年11月19日 （トリクロロエチレン）

(イ) 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域とそれ以外の地域とで類型及び区分に応じた基準値を設定している。

道路に面する地域以外の地域の基準を表 3-3-2-2 に示す。

また、道路に面する地域の基準を表 3-3-2-3 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表 3-3-2-4 に示す。

本市ではこれらの環境基準を適用すべき地域類型の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の騒音に係る類型指定状況を図 3-3-2-1 に示す。

事業実施区域は、騒音に係る環境基準の指定地域外に位置している。

表 3-3-2-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値（デシベル）	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
A	55 以下	45 以下
B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下
注：A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域		
B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域		
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

表 3-3-2-3 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

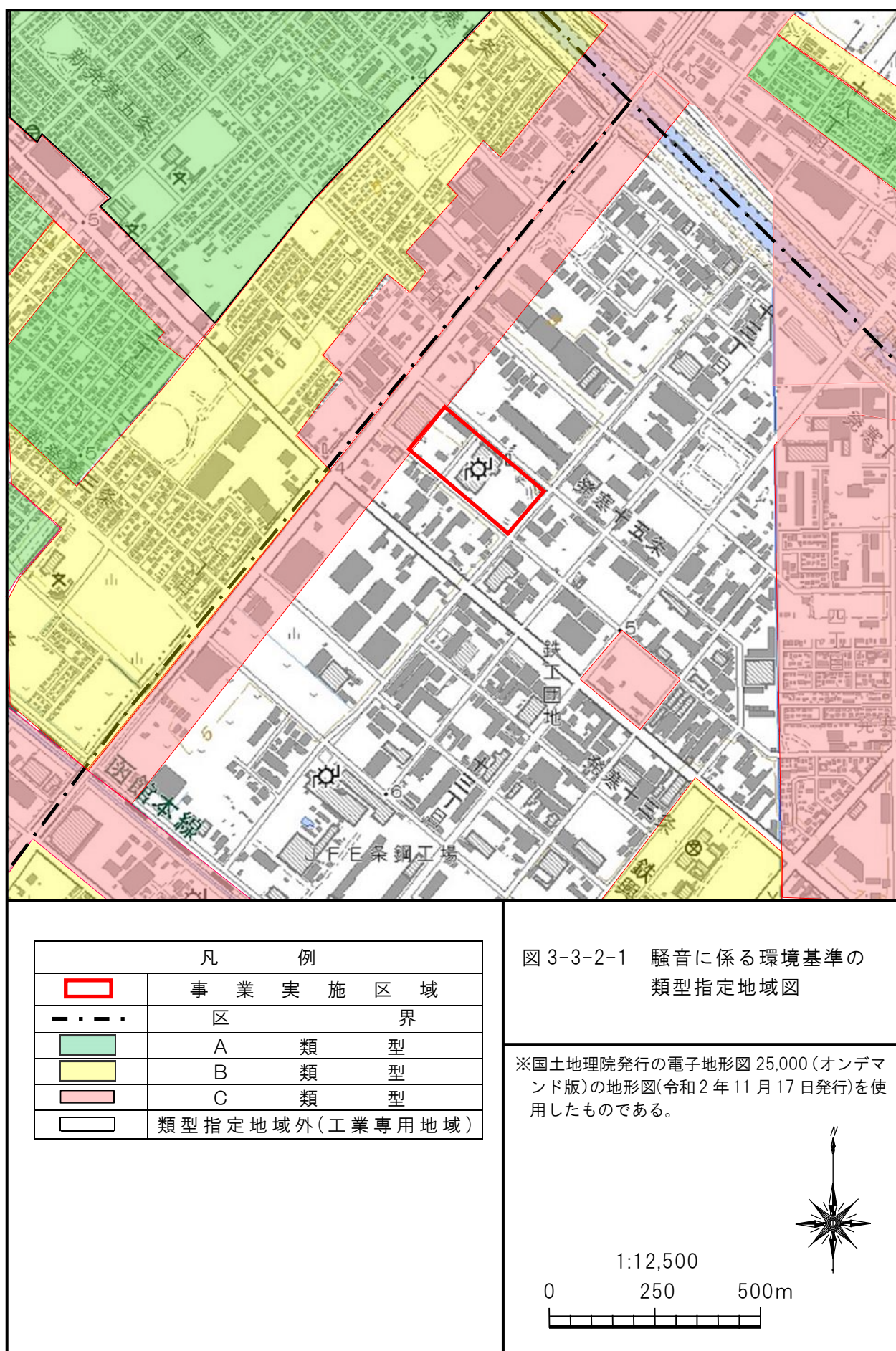
地域の区分	基準値（デシベル）	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
備考) 1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		
2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。		

表 3-3-2-4 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値（デシベル）	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 以下	65 以下
備考) 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル	
2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

平成10年9月30日 環境庁告示第64号

平成24年3月30日 環境省告示第54号



(ウ) 水質

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する基準を表 3-3-2-5 に、生活環境の保全に関する基準を表 3-3-2-6 に示す。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、利水目的に応じて知事が指定する水域類型ごとに適用される。

水生生物の保全に関する環境基準を、表 3-3-2-7 に示す。

市内の河川において、令和 6 年 1 月 1 日現在、水生生物保全に係る環境基準の類型指定地点はない。

影響範囲(工事濁水)における水域類型の指定状況を、表 3-3-2-8 及び図 3-3-2-2 に示す。新川下流域について、河川の環境基準D類型が指定されている。

表 3-3-2-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成11年 2月22日 環境庁告示第14号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

平成21年11月30日 環境省告示第78号(1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

平成23年10月27日 環境省告示第94号(カドミウム)

平成26年11月17日 環境省告示第126号(トリクロロエチレン)

令和 3年10月 7日 環境省告示第62号(六価クロム)

表 3-3-2-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲 げ る も の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2 mg/L 以上	—
備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。						

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成20年 4月 1日 環境省告示第40号

令和 3年10月 7日 環境省告示第62号 大腸菌群数削除、大腸菌数が追加（令和4年4月1日施行）

表 3-3-2-7 水生生物の保全に関する環境基準

項目	類型 水生生物の生息 状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生 物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生 物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考) 基準値は年間平均値とする。 市内において、水生生物保全環境基準に係る水域類型の指定はされていない。				

平成15年11月 5日 環境省告示第123号

平成21年11月30日 環境省告示第78号

平成24年 8月22日 環境省告示第127号

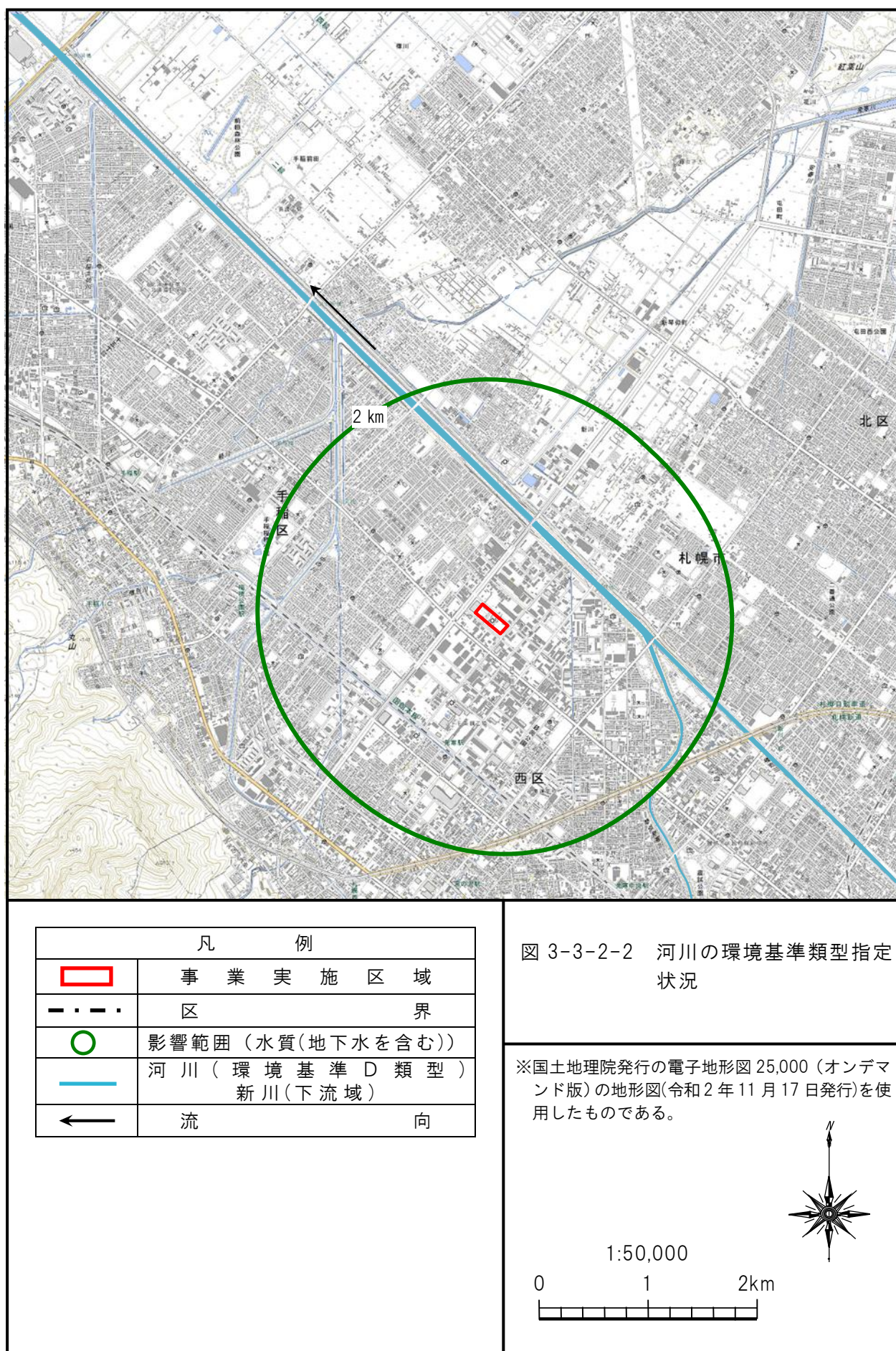
平成25年 3月27日 環境省告示第30号

表 3-3-2-8 河川の環境基準類型指定状況⁸⁸⁾

水 域			類型指定	告示年月日
新川	新川上流	琴似発寒川の市上水道西野取水口から上流	A(イ)	S 48.3.15
	新川下流	新川及び琴似川の全域並びに琴似発寒川の市上水道西野取水口から下流	D(イ)	

注：達成期間「イ」は類型指定後直ちに達成すること。

88) 札幌市「水質汚濁に係る環境基準-札幌市内河川の水域類型状況」(令和 5 年 1 月 26 日更新)



出典：札幌市「水質汚濁に係る環境基準-札幌市内河川の水域類型状況」（令和 5 年 1 月 26 日更新）より作図

(エ) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を、表 3-3-2-9 に示す。

表 3-3-2-9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考) 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

平成 3年 8月23日 環境庁告示第46号

最新改正 令和2年4月2日 環境省告示第44号(カドミウム、トリクロロエチレン)

(オ) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を、表 3-3-2-10 に示す。

地下水の環境基準は、すべての地下水に適用される。

表 3-3-2-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成 9年 3月13日 環境庁告示第10号（地下水）

平成11年 2月22日 環境庁告示第14号（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素）

平成21年11月30日 環境省告示第79号（塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン）

平成23年10月27日 環境省告示第95号（カドミウム）

平成26年11月17日 環境省告示第127号（トリクロロエチレン）

平成28年 3月29日 環境省告示第31号（クロロエチレン）

最終改正 令和3年10月7日 環境省告示第63号（六価クロム）

イ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況

(ア) 大気汚染

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-11 に示す。

ただし、事業実施区域は工業専用地域であり、大気の汚染に係る環境基準の適用除外範囲に位置している。

表 3-3-2-11 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気の基準値は、年間平均値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

(イ) 水質の汚濁

ダイオキシン類による水質の汚濁及び水底の底質の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-12(1)及び表 3-3-2-12(2)に示す。

表3-3-2-12(1) 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 水質の基準値は、年間平均値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

平成14年 7月22日 環境省告示第46号

表3-3-2-12(2) 水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

平成14年 7月22日 環境省告示第46号

(ウ) 土壌汚染

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-13 に示す。

表 3-3-2-13 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号